平成３０年（フ）第１１８号
千葉県流山市大字上貝塚112番地の７
破産者　白澤　祐子
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１２２号
千葉県柏市あけぼの２丁目８番63号
破産者　山下　　勉
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１２９号
千葉県柏市高南台３丁目11番地　サンビレッジ沼南２―202号
破産者　清水　一郎
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５６４０号
大阪市都島区東野田町４丁目18番10号
破産者　株式会社中尾電機
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８２１号
大阪市城東区野江４丁目３番14号
破産者　株式会社ネクサス
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８３５号
千葉市中央区中央４丁目10番８号
破産者　株式会社ジャパンハート
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２号
島根県浜田市元浜町72番地１
破産者　林　美智子
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第１７３号
熊本市南区田迎５丁目２番20号
破産者　株式会社阿部建築工房
１　決定年月日　平成30年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２９号
千葉県四街道市鹿渡611番地１（５街区５画地　弐番館201号）
破産者　山田　吉宏
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第７２７６号
東京都品川区平塚１丁目13番８号
破産者　株式会社ステークス
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８１号
東京都日野市三沢２丁目23番地の10ビーハイブ303
破産者　八木　有子
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１９号
福井県鯖江市神中町２丁目501番27号
破産者　株式会社鯖江システムサービス
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
福井県鯖江市神中町２丁目501番27号
破産者　株式会社ケア・スマイル
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
静岡県下田市一丁目19番17号
破産者　株式会社魚民
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１３１号
愛知県田原市加治町稲場116番地の５
破産者　有限会社トラウム
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県明石市本町１－５－１、商業登記簿上の本店所在地神戸市垂水区五色山２丁目３－24
破産者　株式会社シーブリッジ
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
愛媛県松山市柳原36番地
破産者　大橋　　賢
１　決定年月日　平成30年５月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２０５９号
福岡市南区清水３丁目２番24号
破産者　田中　洋子
１　決定年月日　平成30年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１８４号
福岡県福津市若木台４丁目1357番地の147　レオパレス若木台101号、前住所福岡県宗像市大穂455番地　谷口方１号
破産者　冨松　沙樹
１　決定年月日　平成30年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６０号
群馬県太田市細谷町1151番地
破産者　福島　香織
１　決定年月日　平成30年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１６５９号
福岡県筑紫郡那珂川町大字安徳172番地２
破産者　星野智恵子
１　決定年月日　平成30年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部